

里親に なりませんか？



名古屋市里親啓発ロゴ
「つなごーや」

里親とは、親の病気や離婚、虐待など様々な事情によって、温かい家庭のぬくもりを求めているお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情と理解をもって養育してくださる方のことです。

名古屋市 里親

検索

名古屋市では里親を募集しています。



里親普及啓発動画



里親の声 里親と里子が描く
新しい家族のカタチ

里親制度とは

里親制度は、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもの養育を、里親として認定された方にお願いする児童福祉法に基づいた公的な制度です。里親には次の種類があります。

養育里親

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親

養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親

親族里親

実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

認定要件

心身とも健全であり、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として児童相談所などの関係機関と協力して、子どもの養育をしていただける方で、以下の要件が必要になります。

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を持っていること
- ②経済的に困窮していないこと
- ③養育里親・養子縁組里親研修を修了していること
- ④里親希望者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと

※要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監督保護させることが不適当であると認められる子どものことをいいます。

※欠格事由

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

里親になるまでのステップ

1 相談

里親制度について詳しく説明します。どのような要件があるのかなど、まずはお気軽にご相談ください。

2 申込

児童相談所の担当職員が面談のうえ、必要なことをお伺いします。里親についてご理解いただきましたらご家族同意のうえでお申し込みください。

3 調査・研修

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、調査を行います。その間、里親制度等に関する研修や施設での実習を受講していただきます。

4 審査・登録

社会福祉審議会の審査を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。(申込から登録まで、目安として半年程度を要します。)

5 更新

養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講していただきます。

お問い合わせ先

中央児童相談所

千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区、名東区にお住まいの方

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地
(児童福祉センター内)

TEL (052) 757-6111(代)

FAX (052) 757-6122

西部児童相談所

西区、中村区、熱田区、中川区、
港区にお住まいの方

名古屋市中川区

小城町1丁目1番地の20

TEL (052) 365-3231

FAX (052) 365-3281

東部児童相談所

瑞穂区、南区、緑区、天白区にお住まいの方

名古屋市緑区

鳴海町字小森48番地の5

TEL (052) 899-4630

FAX (052) 896-4717

名古屋市里親会こどもピース

こどもピースは、里親制度の普及啓発のための活動や研修、里親同士の交流を通じた養育知識・技術の向上や里親同士の親睦などを行っています。興味がある方はお問合せ下さい。

TEL 052-933-6446